労　働

最低工賃の廃止決定に関する公示

新潟労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、新潟県作業工具製造業最低工賃（平成13年新潟労働局最低工賃公示第２号）を令和８年４月12日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年４月13日

新潟労働局長　黒部　恭志

新潟労働局最低工賃公示第２号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、新潟県洋食器・器物製造業最低工賃（平成13年新潟労働局最低工賃公示第３号）を令和８年４月12日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年４月13日

新潟労働局長　黒部　恭志